

第 1 1 期 新 宿 区 環 境 審 議 会  
(第 2 回)

平成 2 8 年 9 月 5 日 (月)

## 第11期新宿区環境審議会（第2回）

平成28年9月5日（月）

本庁舎6階第3委員会室

### 1 議題

- 1 第二次環境基本計画の実績に関する追加報告について
- 2 第二次環境基本計画の基本目標に関する意見（集約結果）について
- 3 第三次環境基本計画体系案について
- 4 その他

### 2 資料

- 1 第二次環境基本計画の実績に関する追加報告について
- 2 第二次環境基本計画の基本目標に関する意見（集約結果）について
- 3 第三次環境基本計画体系案について

#### 参考資料

- 1 東京都環境基本計画（概要版）
- 2 日本ヒートアイランド対策協議会について

### ○審議会委員

#### 出席（13名）

会 長	丸 田 頼 一	副 会 長	野 村 恭 子
委 員	安 田 八 十 五	委 員	勝 田 正 文
委 員	原 田 由 美 子	委 員	亀 井 潤 一 郎
委 員	福 井 榮 子	委 員	千 田 政 明
委 員	齋 藤 親 子	委 員	大 島 弥 一
委 員	小 畑 俊 満	委 員	柏 木 直 行
代 理 者	岡 野 弘 和（山本委員代理）		

#### 欠席（3名）

委 員	崎 田 裕 子	委 員	桑 島 裕 武
-----	---------	-----	---------

委 員 中 臺 浩 正

---

◎開会

○会長 では、定刻になりましたので、ただいまから第11期新宿区環境審議会（第2回）を開催いたします。

---

◎事務局説明

○会長 初めに、本日の環境審議会の出欠状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○環境対策課長 皆様、おはようございます。

本日の環境審議会ですが、ご欠席の連絡をいただいております委員は、崎田委員、中墓委員、桑島委員のお三方でございます。それから、本日、山本委員の代理で、岡野様にご出席いただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

本日は、16名中13名の方がご出席ですので、新宿区環境審議会規則によります定足数半数以上を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、安田委員から事前に本日所用のため10時半ごろ退席をされたい旨のご連絡が事前にありましたのであわせてご報告いたします。

○会長 ありがとうございます。

では、本日の配付資料の確認を事務局からお願いします。

○環境対策課長 配付資料でございますが、お手元の次第をまずごらんください。

資料1になりますけれども、第二次環境基本計画の実績に関する追加報告についての1枚ものでございます。次に、資料2になりますが、こちらは委員の皆様事前にご提出いただいた第二次環境基本計画の基本目標に関する意見（集約結果）でございます。資料2には、追加の資料といたしまして、安田委員、亀井委員から別途ご提案をいただいておりますので、それも皆様のほうにお届けしております。それから、資料3になります。こちらは、第三次環境基本計画案についての、事務局案というものでございます。委員の皆様からいただいたご意見をもとに、事務局のほうで第三次環境基本計画の基本目標ということで作成したものでございます。

それから、参考資料といたしまして、東京都の環境基本計画、これは今年3月に策定さ

れましたので、この概要版を皆様にお配りさせていただいております。

それから、前回の審議会で亀井委員からご質問をいただいた日本ヒートアイランド対策協議会についてですが、別紙、参考資料として作成いたしましたのでごらんいただきたいと思っております。なお、現時点では区との連携はございません。今後、動向を見守っていきたいと思っております。

資料につきましては、以上ですが、不足等がございましたらお申し出いただきたいのですが、大丈夫でしょうか。

最後に、マイクの使用方法ですが、皆様の前に置いてありますマイクですが、発言される時はマイクの台座にございますボタン「要求4」を押してください。赤く点灯しマイクがONになります。発言が終わりましたら、その右隣の「終了5番」を必ず押していただくようよろしくお願いいたします。マイクがOFFになります。

事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

---

#### ◎委員紹介

○会長 それでは、本日の議事に入ります前に、委員の入れかわりがございましたので、前回欠席された、柏木委員、自己紹介をよろしくお願いいたします。

○環境清掃部長 おはようございます。新宿区環境清掃部長の柏木でございます。前回は大変失礼いたしました。

私、新宿区役所に入りまして、土木都市計画畑をずっと歩んできました。環境清掃部長になりましてちょうど3年目でございます。皆様方のご意見を反映しながら新宿区の環境行政に取り入れていきたいと思っております。そのために今回、環境基本計画の策定に携わらせていただいておりますけれども、皆様方のご意見をこの施策に反映してよりよい区の環境施策を進めていきたいと考えておりますので、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

○会長 どうもありがとうございます。

---

#### ◎第二次環境基本計画の実績に関する追加報告について

○会長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

皆様方にご通知しましたように、終了時間は11時半ということですので、よろしく願いいたします。

では、最初に次第1、第二次環境基本計画の実績に関する追加報告についての報告をお願いいたします。

○事務局 環境対策課の渋谷です。よろしくお願いいたします。

第二次環境基本計画の実績に関する追加報告をさせていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。

ページ数は、12ページからと前回お配りした資料の続きになっております。前回の審議会で崎田委員より環境学習に関する実績についても報告してほしいというご要望がございましたので、追加で報告をさせていただきます。

まず、環境学習の推進です。環境学習情報センターを核としてさまざまな講座やイベントを開催し、環境保全意識の啓発を行っております。

続いて、13ページと書かれているものです。主体的な環境活動とネットワーク化の推進としては、連携と共同を軸にした区民参画型の運営を行っております。増減はありますが、いずれも増加傾向です。報告は以上になります。

○会長 ありがとうございます。

では、何かご質問などございましたら、お願いいたします。

---

#### ◎第二次環境基本計画の基本目標に関する意見（集約結果）について

○会長 他にございませんようでしたら、次第の2に移らせていただきます。

先ほど事務局からございましたが、安田委員がご退席をされるということなので、先にご意見を頂戴したいと思います。

安田委員、よろしくお願いいたします。

○安田委員 すみません、わがままを言いまして、ちょっと急用が入ったもので。

私の意見書は、亀井委員のご意見の、その次のところに安田八十五の名前で書いております。そこをざっと見ていただいて、全部説明しているとすごく時間がかかってしまうので、一番のポイントは、私は理工科系の出身で、社会問題、特に経済政策とか地域政策の問題に入ってしまったんですが、政策には3つの政策があります。モラル型の政策、それから規制禁止型の政策といわれるものと、次に環境経済政策。モラル型の政策というのは多

くの自治体で見られますが、人々や企業のモラルに従って、環境問題を解決しようという考え方です。ですから、こうすべきであるというような、こうしたほうがいいというような、後で詳しくレジ袋の例でご説明します。

皆さん、特に女性の方はレジ袋をなるべくもらわないようにしましょうとか、そういうような市民運動をやっている方々が多いと思います。これはそれなりの、最後は人間の意識とか意思で決定するわけですから重要な影響が与えられることは与えられるのですが、残念ながらやはりモラル型政策では非常に限界があるということです。人々のモラルだけに頼ってしまいますから、意識と行動のギャップが出てきてしまうということがございます。

ということで、もう一つの政策、規制禁止型の政策で一番厳しい政策が、レジ袋みたいなごみになってしまうものは、製造、販売、消費を禁止するべきであるというような極端な政策が一番厳しい政策としては考えられます。

一部の有害廃棄物をもたらすものに対してはそういう政策、厳しい規制、完全禁止みたいなものを、今、放射性物質、福島原発、東北の地震で起きたものが小学校に保管されているということで、かなり大問題になって、私も関心を持って注目しています。こういう問題に関しては、学校にそういうものを置くというのはやはり大きな問題をもたらす可能性があるんで、それは厳しく規制し、できたら完全に禁止して、ほかの管理がきちんできるところにやるということがございます。

私が主にやっている政策は、環境経済政策、これも規制禁止型政策では完全100パーセントの実行はできないし、費用対効果、厳しくしようとすると、例えば交通規制でお巡りさんは、普通は10メートル以下間隔で置けばいいのに、1メートル間隔で、極端な例ですけども、そうしないと完全な規制はできないということになります。そうすると大変お金がかかるということで、実質不可能、実行できないということになります。一部のものには有効なのですけれども、ほとんどのものに対してはちょっと厳しくなり過ぎ、効果が疑問なものが出てきます。

私が提案していますのは、我々社会は基本的に資本主義経済プラス混合経済でやっているわけですが、経済の仕組みの中で動いています。メインは市場経済です。それにプラス公共経済、公共部門がコミットして新宿区役所がさまざまなサービスをしたり規制をしたりしているわけです。

その環境経済政策というのは、例えばレジ袋の、今日、レジ袋を持ってくるべきだったのですが、大したレジ袋ではないのですが、私はいつもこういうものを入れて再利用しているんです。レジ袋を普通のスーパーとか小売店ではただと言っただけですが、名目上はただで渡しているわけです。ですから何枚でももらえるということになるわけです。

実質は、どうなっているかと言ったら、ただではなくて他の商品に価格を転嫁しているわけです。ですから、これは一見ただみたいに見えますが、実はかえって高くつくということになります。要するに、常識、通俗的な言葉で、ただより高いものはないという言葉が当てはまる典型的な例だというふうに考えています。

レジ袋も実は商品です。つまり経済学で言うと、経済財です。英語でいうと、エコノミックグッズなのです。ですから、これは市場経済できちんと価格をつけて、プライス、値段をつけて適正価格で販売すれば、商品としての最適な供給が行われます。という形になるわけです。

ということで、経済的な手段、私は経済政策、特に環境問題に関わっている者なので、環境経済政策というふうな言葉で言っています。ですから、レジ袋を1枚幾らかで販売するというのが正しいということになるわけです。

これに関しては、私の意見書の次の資料である論文で説明してあります。私が2013年2月に、マクロエンジニアリング学会というので、白永梅さんという関東学院大学院の大学院生、彼女は去年レジ袋の問題で博士論文を書いて無事に博士号を得ました。中国の内モンゴル出身で、内モンゴル民族大学の教員になって戻っておりますが、ちょっと宣伝で恐縮ですが優秀論文章を受賞した論文でございます。

枚数制約がありますので、簡単に、13ページに、グラフが出ていますので、見ていただきますと、横軸に、これは経済学では需要曲線となりますが、厳密な需要曲線ではなくて縦軸が価格で、この図5というのを見てください。縦軸が価格で、横軸が消費量です。ただ、消費量とすると300億枚以上1年間に日本では使っていますから、非常に分析が難しくなって、購入率、消費者の方がどのくらい購入するかという購入率を0%から100%までとったものでございます。

我が国では私の研究室で、山梨県がかなり進んでいまして、かなり早い段階からレジ袋の有料化をやっています。

わかりやすいために、結論から言いますと、私が調べた段階ではレジ袋の原価が大体3

円50銭です。ですから、5円から10円ぐらいの値段でやると、5円以上出せば原価が取れるという形です。10円になりますとそれ以外の外部費用、外部不経済、公害とか環境汚染につながるような費用にもそれを使えるということになります。ということで、これを調べてみますと、大体、調査によってかなり変わってきますが、山梨県が県全体でやっていますので、効果があるやつは下にいくわけです。価格が小さくても購入率が小さくなるという形で下になりまして、5円で大体90%の人が、原価が3円50銭ですから、5円だと約90%の人がレジ袋をもらわない、買わない、今度は値段がついていますから、5円ですから買うという形になります。

一番高くして10円でやりますと、ほぼ100パーセントの人が買わないという形になります。そういうことによって、私たちは先ほど言ったモラル型政策ではうまくいかない。規制禁止型政策でもうまくいかない。そうすると環境経済政策を導入して、レジ袋を有料化して販売する。そして、場合によっては最低原価3円50銭ぐらいですから5円で売ればもう買う人は10%しかいないんですが、それでも10%、35億のレジ袋が散らかる可能性があるわけです。

ですから、これの清掃、収集、処理費用、そういうものに使うということが考えられるわけですから、5円ではちょっと足りないかもしれません。ですから、仮に価格を決定するのは難しいんですが、私たちの分析では10円にすればもう100パーセントの人が買わない。つまり350億枚のレジ袋を買う人は、奇人変人と言っては失礼だけど、俺はレジ袋が大好きなんだという人がいれば買うかもわかりません。平均的にやればこういう形になるわけです。ということによってレジ袋は有料化です。

今のただというのは、経済額的に言うと嘘なわけです。他の商品に価格を転嫁しているわけです。ですから、一見ただみたいに見えていますが、これは経済学的には正しくないということで、レジ袋を有料化して適切な値段、5円から10円で、我々の分析では5円で、90%の人がもらわない。10円だと、100パーセントの人がもらわない。10円だと余計になりますから、その費用は場合によっては自治体とか税金で何パーセントかは一部とってもいいと思います。

たまたまこの例が新宿区の報告書に書いてありましたので、わかりやすい例だと思ってご紹介しました。ほかの問題にも基本的には同じ考え方、同じような方法論で分析して政策の評価、さらには政策提言ができていくわけです。

私はずっと若いころから、文化系から社会科学、社会工学とか政策科学に変更していったわけですが、こういう問題を主に、身近な問題を理論的に、それから数量的に、たまたま数学やコンピューターなどを勉強したので、そういうことをやってきたわけです。

ですから、今、レジ袋の例でご紹介しましたが、ほかの環境問題、ここで今回区のほうでまとめて出されたものに関しては、同じような方法論で分析できる。

こういう人材に関して、残念ながら特別区はそういうものを育成するシステムが存在してないと言ってしまう言い過ぎですが、実は私が前に勤務していた筑波大学ですが、もう30年前ぐらいになりますか、筑波大学に社会工学、政策科学の研究科がどうしても必要だということで作りました、中央官庁とは人事院と契約を結んで、中央官庁のいわゆるキャリア組の人たちのうち、試験もしくは公募で何人か中央官庁から来ていただきました。

それから、地方自治体は都道府県も、例えば東京都、兵庫県なんかは私が知事を知っていたものですから、直接くどいて派遣制度をつくりました。

それから、市町村、自治体では横浜市とか神戸市、大阪市、そういう大きなところは派遣制度ができたのですが、そのころは多分特別区が基礎的自治体にまだなっていなかったと思います。ですから、東京都のほうから2、3人派遣して、今、皆さんそういうところで研究した人は2年間の修士課程で、博士課程まで進んだ人はほとんどいないので、これはもう役所をやめて、でも役所から派遣でお金をもらって来ているわけですから、それはちょっと仁義に劣るので、2年間の修士課程でやって、政策部門でなくても一般部門でも非常に活躍しているわけです。

これは筑波大学以外でも埼玉大学、最近では各大学でそういう分野の人材を育成していますので、これはなかなか難しいかも知れませんが、特別区でも、特に新宿区、私コミットさせていただいていますので、そういうような訓練をした人、人材がいると我々の言うことを理解して、分析ができる人材が必要だと以前から環境清掃部長さん、環境対策課長さんにはお話ししたりしています。なかなか制度とかお金がかかる問題ですから、すぐにというわけにはいかないと思いますので検討していただきたいということでもあります。

全ての問題がこの数学モデルで分析して、計量的に実証分析できて政策提言できるかと、そうではないんですけども、そういうことができない心理的な問題、定性的な問題もございまして、かなりの問題がこういう政策科学の方法論で分析してできるようになっております。元々はアメリカで発達しましたが、そういうことをぜひ、自治体の職員の

方にもそういうことができる人材、全ては無理だと思いますが、一部の人材で大学院等に派遣していただけてやっていただくというのではないかと考えています。

ご質問なり、コメントなりありましたらお願いします。

○**会長** どうもありがとうございました。

何かご質問とかございましたらお願いします。

○**安田委員** 特別区ではないですね。派遣研修制度は。

○**環境清掃部長** 特別区で直接やっているということではないですけども、新宿区もいわゆる公共政策学、そういったことで職員を大学院に2年ほど行かせて、研究をさせているということがございます。今、多くは早稲田大学に行っているかと思います。そういったケースがありますので、そういう政策立案の中の手法の1つということで、そういうメニューがあるのであれば、そういったことも取り入れていくことは可能かと思っています。

また、これについても私ども人材育成の担当のほうとその辺はちょっとまた相談していきたいなと思っています。

○**安田委員** ほかにございますか。

では、すみません、お先にちょっと、急用がありまして。

○**会長** どうもありがとうございました。

では、事務局からお願いします。

○**事務局** 環境対策課の岸田と申します。よろしく申し上げます。

次第2の第二次環境基本計画の基本目標に関する意見（集約結果）の報告をいたします。

資料2と右上に書いてあるホチキスどめのものご用意ください。

こちらなのですが、専門用語等については事務局のほうで注釈を入れさせていただいておりますが、誤り、不足等がございましたらお知らせください。委員の皆様には短い期間でご意見をお寄せいただき、どうもありがとうございました。

今回は第二次環境基本計画の現行の基本目標をベースに継続すべきものと修正・変更が必要なものという観点からご意見をいただきました。

全委員の皆様からご意見をいただきましたので、集約結果等についてご報告させていただきます。その上で、委員の皆様からご意見に対する補足説明をお願いしようと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、先ほどのご説明にもありましたように、安田委員、亀井委員については原文もあ

わせて添付しております。それでは、概要をご報告いたします。

まずは、1 ページ目の現行の基本目標 1、「人と自然が調和したまちの快適性を確保します」については、継続が 9 件、修正・変更が 6 件のご意見をいただきました。

ご意見としては、「大都市部にありながら自然と調和した生活、緑と水と土を感じる景観、都市環境のあり方が重要」「区民のために水辺や公園の緑を増やしていただきたい」「人と自然が調和したまちの創造は必要不可欠」「神田川のように水辺を残して、区民とのふれあいの場として保存することが望ましい」といったご意見をいただきました。

次のページに行きまして、「自然豊かで多様な生き物と共生できる都市環境の継承」というような緑化や自然との調和の重要性に対するものを多くいただきました。

また、「新宿区は路上喫煙禁止のはずがまだまだ認識不足だと思う」というようなご意見もいただいております。

続きまして、3 ページ、現行の基本目標 2 に「資源循環型の社会を構築します」については、継続が 12 件、修正・変更 3 件のご意見をいただきました。

ご意見としては、「新宿区の特殊性を鑑み、フリーライダー（税等の負担をせずに公共サービスを利用すること）のない社会システムとして平等に負担と責務を果たす持続可能な資源循環型システムのあり方の検討」「廃棄物の発生抑制の観点から、グリーンコンシューマーズ的視点（環境に配慮した商品を選ぶこと）などを加えた方が良い」

「廃棄物の資源・ごみ集積所回収への変更、資源化や適正処理などの取組は大変評価する」「回収場所が増えたことはよかった」「回収方法変更は改良しながら継続してほしい」など継続の意見が多数を占めました。

続きまして、4 ページに行きまして、現行の基本目標の 3、「身近な環境の安全・安心を守ります」については、継続が 9 件、修正・変更が 6 件のご意見をいただきました。

ご意見としては、「区民の安全・安心のために、大気質測定など、監視、測定を継続してほしい」というご意見をいただきました。

次のページにいきまして、「公害については事業者への情報提供・指導を積極的にしてほしい」「ごみ問題に加え、騒音や臭気問題、伝染病対策など繁華街特有の問題が発生しているため、継続的に取り組むことが必要」

「喘息発症への対策取組やアスベスト使用建築物の除去支援に継続的に取り組んでほしい」といった継続した対策を希望するものを多くいただきました。

また、「環境の安全・安心」という表現がわかりづらいというご意見もいただきました。

続きまして、6ページに行きまして、現行の基本目標4、「地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します」については、継続が9件、修正・変更が6件のご意見をいただきました。

ご意見としては、「水素社会の構築、スマートコミュニティの導入も視野に入れるべき」「区有施設などに新エネルギーの導入をさらに進めてほしい」「スマートメーターの一般家庭への早期設置」「次世代層へのエネルギー教育や啓蒙運動を継続的に推進するため、引き続き目標に掲げ取り組んでいく必要がある」

「大型集合住宅の建築に当たっては、非常用発電機ではなく地域冷熱の使用を義務化させるなどの取組をするべき」といったご意見をいただきました。

次のページに行きまして、「太陽熱などの熱の有効利用、活用をするべきといった」エネルギーの有効利用の推進を求めるものを多くいただきました。

最後に、自由意見として8ページ以降になりますが、こちらではこれまでの重点的な取組としていた「主体的な環境活動とネットワーク化の推進」「環境学習の推進」を項目として入れ、「新宿力を活かしたまちづくりの方向性を明記」「重要プロジェクトの策定・実施」「シェアリングエコノミー（共同利用など共有型経済）の提唱」「世界の課題先進都市としてのリソース・資金調達といった仕組みを別途設ける」「環境施策の広域化及び多様な主体との連携・協働」といったご意見をいただきました。

次のページに行きまして、「環境教育やネットワーク構築などの『人づくり』による住民力の向上」「情報提供や環境対策の促進支援」「低学年から環境意識を醸成」といった環境学習や環境教育、環境活動のネットワーク化の必要性に関するご意見を多くいただきました。

報告は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

何かご質問などがございましたらお願いします。

皆さん方にご意見を出していただいているということでもよろしいかと思えます。

亀井委員から多くのご意見をいただいているということで、補足説明がございましたらよろしくお願ひいたします。

○亀井委員 それでは、簡単に説明させていただきます。

先ほどご説明がありました区の考え方という5ページの一番最初に、安全で安心できる環境をつくっていくことは区の責務でもあり、区民が望む重要な課題である。こういう文面がございます。

実は、私の地域で昨日、一昨日でお祭りがありました。実は神輿を担ぐ人がどんどん減っています。神輿が出せるかどうかという問題にまでつながっていくわけです。これは何かと言うと、要するに地域のコミュニティが希薄になっているということだと思います。

それで、私はここで言いたいのは、今、私が読んだ1文、課題解決のためには地域のコミュニティを何とか対策を立てて、何とかしなければいけない。これは非常に重要な問題だと思います。

具体的な第三次の環境基本計画体系が事務局から出ていますけれども、安全・安心、それから快適な生活環境の確保。例えば、これについて申し上げますと、ちょっと話が変わりますけれども、先月の27日、私は東京大学の安田講堂で行われた防災フェスティバル、防災会議に出席してまいりました。そのときの防災の対応に対して、自助、共助、公助、この3つがあるんだけど、共助については課題が多い。要するに、地域のコミュニティがだんだん希薄になっているというような内容もありました。

それで今の4番目の安全・安心・快適な生活環境の確保、これを解決するためにもコミュニティという課題を何とかしていかなければいけない。これ以外についても全てそうです。要するに、地域のコミュニティがうまくできていなければ、なかなか解決に結びつかない。こういうことも改めてぜひ考えてほしいと思います。

今日、東京都の環境基本計画の概要版が配られました。これは5月に発行ですが、実際には3月に発行されています。私は3月に発行されたこの基本計画を読みまして、その内容とそれから新宿区の環境ということになれば、線引きはできないはずなので、新宿区だけではなくて、新宿のちょっとした界限、例えば練馬区、文京区、渋谷区、そういうところを包含したような環境計画を立てなければいけないということで、東京都に合わせたような整合性が必要かということで文面に書きました。あとは文面を読んでもらえば内容的にはわかると思います。私の考え方はそういうことです。以上です。

○会長 ありがとうございました。

何かご質問などございますか。

特にございませんようでしたら、先に進ませていただきます。

---

### ◎第三次環境基本計画体系案について

○会長 次第の3、第三次環境基本計画体系案についてのご報告を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、次第の3のご説明をさせていただきます。

お手元の、資料3、第三次環境基本計画体系案をご準備ください。A3の横に開く用紙になっております。

こちらは、資料2でご報告した委員の皆様からいただいたご意見をもとに、事務局で作成いたしました基本目標のたたき台となります。一番左側に現行の第二次環境基本計画の目標、真ん中に新たな第三次環境基本計画の基本目標の事務局案。そして、右側に各目標の設定理由を記載してあります。現行の基本目標と新たな基本目標案との関連は矢印で示しております。

まず、1つ目の新たな基本目標1の案は、地球温暖化対策の推進です。こちらは第10期環境審議会において、地球温暖化対策指針を第三次環境基本計画に統合し、新たな基本目標1とする方針となっております。

続いて、新たな基本目標2の案は、豊かな「みどり」の保全と創出です。こちらはいただいたご意見を踏まえて、「新宿区みどりの基本計画」と歩調を合わせ、温暖化対策としての緑化に重点を置いた目標として設定いたします。「身近な緑」に加えて、区外の「新宿の森」での森林整備によるカーボンオフセット事業もこの目標に位置づけたいと思っております。

新たな基本目標3の案は、資源循環型社会の構築です。こちらもいただいた意見が継続の意向が多数を占め、ごみの減量、資源化率の向上は継続して取り組むべきと考え設定しました。平成29年度に改定が予定されている新宿区一般廃棄物処理基本計画と整合性を図りながら進めていきたいと思っております。

新たな基本目標4の案は安全・安心・快適な生活環境の確保です。安全・安心な生活環境の確保は区の責務であり、区民が望む重要な課題の1つと考えています。

平成27年度第1回区政モニターアンケートでも、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催にあたり、治安対策、安全・安心対策を望む回答が最も多くなっていました。

また、いただいた意見でも大気測定や騒音、振動、悪臭への監視・規制・指導の必要性

などの安全・安心、路上喫煙対策、ポイ捨て対策の充実などの快適な生活環境を望む意見も多かったことから、現行の第二次環境基本計画の基本目標1の個別目標に、左上のところになりますこちらの都市生活の快適性の確保はこちらの基本目標4のほうに移して充実を図りたいと思っております。

新たな基本目標5の案は、多様な主体の環境活動と環境学習の推進です。こちらは自由意見として環境活動や環境学習の必要性に関するご意見を多くいただき、区としても区民、事業者といった多様な主体が連携を図りながら環境対策を推進することが重要と考えているため設定しました。

環境対策の推進のためには、環境学習の充実による環境保全意識の向上、さまざまな主体による環境教育及び環境学習のネットワーク化が効果的と考えております。

また、第二次環境基本計画では、重点的な取組として掲げていましたが、全ての目標に横断的に関わる横串となる目標として基本目標5として設定いたしました。

本日は事務局案としてお示しいたしました基本目標の2から5についてこの設定でよいかどうかの方向性、表現はどうかなどをご検討いただきたいのでよろしくお願いいたします。

また、各目標の具体的な取組内容などの詳細については次回以降ご審議いただく予定となっております。

以上で説明を終わります。

○会長 ありがとうございました。

事務局案につきまして、ご意見いただけたらと思います。何かございましたらお願いします。

○亀井委員 緑に関するお話なんですが、実際の事例でお話ししたいと思います。

今、私が住んでいるのは西落合1丁目です。その西落合地区に1軒で60坪の敷地の家が売却され、土地も売却され、新たに家が建ちました。60坪の土地に6軒の家が建ちました。1軒の家が6軒になりました。今もこういうような、木造の密集した地域を何とかしようというお話でいろいろなことをやられているようですが、この住宅6軒は準耐火かもしれませんが、柱全部木造です。わずか50センチぐらいの隙間の間隔で家が建ちます。その50センチの間に冷暖房の外気、外の設備、そういう狭いところに置いているわけです。そういう環境の悪いところにそういうものを置いて、冷暖房をしているという住環境を今

でもつくっています。

僕は前から境界の緑といって、1つの家に必ず緑は少し植えて、そういう緑の連続で地域のクールダウン、そういうものを図りたいなと思っていますが、やっていることは真逆なのです。

この辺を豊かな「みどり」の保全と創出の中で、どういう書き込みでそういう方向に持っていくか。ぜひ検討してほしいと思います。かなりひどいものです。以上です。

○会長 ご存じのようにいろいろ制度に則って申請書を出して、役所から許可をもらって、それで工事に移っていく。23区中みんな同じようなやり方ですごいです。目も当てられないくらい、そればかり連続して、23区の中で手頃な値段となると、どうしてもそのぐらいの面積になるようなこともあると思います。そこの間に何か入れろと言っているんだけど、私道のほうに、緑化私道なら緑化私道で、間に入れることができるんじゃないかということ言うんだけど、どうもなかなか、建築確認のほうがそこまで力がないからやらないことになっていて、どんどん進んでいっているのが実情です。

○亀井委員 もう一度追加させていただいていいですか。

これはどちらかという環境対策ではなくて緑のほうの仕事になると思います。東京23区の各区で敷地内樹林が新宿区の場合は500平米以上だと少しお手当が出ます。文京区だと300平米以上だと少し補助が出ます。台東区だと100平米以上だと補助が少し出ます。区によってみんな違います。それが整合性とは言いませんけれども、というのは住宅の密度が違うわけですから。

しかし、私の家は実は坪数で150弱あります。地域を守るお稲荷さんがあります。塚もあります。保護樹木もあります。ということで、緑があるんだけど、残念ながら500平米の緑がありませんから、そういう緑を管理する費用は自前になります。

私がリタイアしたときに、東京都が新しく職を求めることができるように教育のためのお金が3万円くらい出ます。それで、私は樹木の剪定士の認定をとりました。自分の家の樹木は全部自分で剪定しようということで、年間2、30万かかる費用を自分で賄ってきました。

でも、年も年ですからこれ以上やると逆に今度は危険になりますから、逆にもっとお金を公のほうから持ち出すような格好になるとまずいですから、できるだけその辺は何とかしたいなという背景も実はありまして、この緑については、私はたくさんの課題を抱えて

います。ぜひ、今言った話も考えて、みどり土木部とよく相談されて、この辺の方向性を決めてほしいと思います。以上です。

○会長 この環境審議会が出てきたご意見というのは何らかの形でみどり公園課、都市計画課という名前で、ぜひ出して行ってほしいと思います。

それから、ご意見が何かあったらというので、依頼を受けた市街地のマスタープランの改定、あれだとまた違うスケールでばかでかい緑、水が要求されるわけだけでも意見として私も言っておきましたけれども、そういったものもあわせて出して、キャッチボールしたほうがお互いに活性化してくるというふうに思います。

何か事務局、ご意見ありますか。どうぞ。

○環境清掃部長 今、亀井委員のお話になった緑、私も今の職場の前はずっと土木関係でしたので、緑の関係についても大変苦勞しておりました。

緑を守る方法として、新宿区みどりの基本計画がございまして、それに基づいて例えば緑化指導というようなことで、新しく建築をするときには敷地内の一定程度の面積を緑化してくださいとか、そういう指導をしているんですけども、どちらかと言うと、面積が大きい建築についてはその辺の指導というのかなりできるんですけども、亀井委員が今おっしゃったようにミニ開発のように宅地分割をしてしまうと、個々の対象の敷地が小さくなってしまっているものですから、なかなか小さい敷地にまで過度の緑化が指導できないということになっています。

それを防ぐためには一定程度より小さな宅地分割を制限しなければいけないということになるかと思います。そういったことについても、例えば手法としては都市計画的な手法になりますけれども、地区計画をつくるであるとか、今、都市マスタープランの中でいろいろな文言を盛り込んでもらうように働きかけをしているところですけども、都市マスタープランにうたわれていれば、例えば都市計画法上の開発行為の際には一定程度守らなければならないルールとして制限をかけられるというのがあるものですから、そういったことを組み合わせるとのこととか、やはり総合的な部分、私ども環境だけではなくて緑の担当しておりますみどり土木部、あるいは建築をする際に所管している都市計画部等々とも十分な連携をしながら何ができるかということについては、今後、一生懸命取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○会長 新宿区で地区計画というのは何カ所ぐらいやられているんですか。

○環境清掃部長 申し訳ありません、今はちょっと定かに幾つだったかなというのは申し上げにくいんですけども、かなりの数は地区計画をつくっております。亀井委員がおっしゃったように落合地域などはなかなかそちらのほうに手が及んでなくて、どちらかという新宿駅の西口周辺、あと環境、景観の保全というような意味で言うと、神楽坂でも地区計画しておりますけれども、ちょっと落合地域の部分、地区計画までまだ至っていないというような状況でございます。

○会長 杉並区でも、いろいろ地区計画ということで、プロットのというか、やっていますけれども、例えば皆さんご存じだと思いますけれども、荻窪の周辺、それからいろいろな軍人が住んでいたようなところ、南荻窪、あの辺は地区計画をかけています。でかいやつを細分化させないという、そっちのほうにいていて、開発をやりながらいい環境をそのまま守っていこうと、そういう発想でもうちょっとワンランク下げたものが出てくるといいと思います。

地区計画というのは、建築協定と緑化協定、緑と建築に縛りができますからいいと思います。西落合なんかもいい場所だと思います。何か住民提案などが出てきたりしたらいいのかなという気もしないではありません。

亀井委員、どうぞ。

○亀井委員 そことはまた違って、今度私の家の隣なんですけど、やはり1つの敷地が売却されて、50坪ぐらいですか、そこに1つの家だったのが3軒の家が建った。その家は全て木造の3階建て。その1階は駐車場と玄関、というような家が3つ建ちました。駐車場をつける以上は木ぐらい植えなさい、こういうふうにするわけなんです。その辺も何かルール化して、車を置く、車を持つ場所を置くんだったら、車1台に対しては中木以上1本を植えるとか、何かそんなようなルールづくりをして、境界緑を増やしてほしいと思います。以上です。

○会長 何十年も前からこのことは言っているんだけど、やられた試しがない。ああいうコンビニなんかでも、駐車場をつくるよりは1台につき1本とか、コンビニなんかだったらやりやすいという気がするんだけど、行政指導。やられた事例は見たことなく、コンビニばかりどんどん増えますよね。

他にございますでしょうか。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 すみません、ちょっと見当はずれなのかかわからないですけれども、安心・安全のところの生活環境の保全のところなのですけれども、ちょっと新聞で読んだんですけれども、テレビなどでも報道していましたけれども、羽田の飛行機が満杯になって、コースを変えるという案が出ていて、その案を見たら、新宿区のところも通るのです。そうすると生活している人たちは今までと違った騒音がすごいんじゃないかと心配したのですが、そういうことに関しては新宿区のほうで何かシミュレーションしたりとかということはやっているのかどうかちょっとお聞きしたかったんですけれども。

○会長 事務局、どうぞ。

○環境対策課長 事務局からお答えさせていただきます。

2年くらい前からそのような羽田の機能強化ということで、都心上空を飛行機が飛ぶという話が来ております。これは外国の、特に国際線の観光客を増やそうということで、取り組んでいて、今はもう羽田が目一杯ということで、都心上空を飛ばして増やそうということなのですが、今の計画ですと確かに新宿区の上空、落合の真ん中あたりを通るのが1本ともうちょっと西にずれたのが1本ということで通る予定になっております。

新宿区としましては、基本的に外国人観光客を増やして、賑わいを増やそうということは賛成なのですが、やはり今の齋藤委員のお話のように、騒音の心配、あるいは落下物の心配とかというのがございます。ということで、国に対してはまず羽田機能強化ということには反対しませんが、安全対策、騒音問題についてはしっかり対応してもらいたいと申し入れています。

それから、新宿区民の皆さんには、詳しい内容をきちんとお伝えするということ、落合地域なり北新宿、西新宿あたりの区民の皆様には国ので説明会みたいなものを開いてくれないかということで申し入れをしております。とにかく国に対してしっかり区民の皆さんのご理解を得て事業を進めるようにということで話を進めております。

今のお話の騒音ですが、大体新宿区上空3,000フィート、約1,000メートル弱ぐらいの高さを飛ぶのですが、多分60デシベル以下ぐらいの音ではないかと言われております。新宿区の場合、基本的に繁華街のところを通りますので、それほど騒音が影響してくることはどうなのかなというところはあると思います。ただ、国に対してはもっと飛行機の騒音をもっと下げようということで話は入れています。今のところそういうところがございます。

○会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

他にございますか。

他にご意見がございませんようでしたら、今日、せっかく第三次環境基本計画体系ということで事務局案のご説明がありました基本目標、5つの柱を定めて、これから詳細について検討していこうということでございます。この点については皆さん方、ご異論はございませんか。

お認めいただいたことにいたします。どうもありがとうございました。

それぞれ重要なポイントなので、これから大変でしょうけれどもよろしく願いいたします。

事務局、何かよろしいですか。

○環境対策課長 委員の皆さんからご意見はございませんか。

○会長 大体よろしいということでまとめさせていただきました。何かございますか。

どうぞ、千田委員。

○千田委員 私も素人でちょっとわからないのですが、この元素記号Hですか、水素ですね。水素エネルギーというのはこれからどういうふうな活用というか、CO<sub>2</sub>にかわるというか、使われることがあるのでしょうか。よくわからないのですが、水素エネルギー。

○会長 事務局、どうぞ。

○環境対策課長 今、水素エネルギーということで、お配りしました東京都の環境基本計画の3ページ目に出ていますが、水素社会実現に向けた取組ということで出ております。燃料電池車ということで主に出ております。ガソリンエンジンから今ハイブリッド、電気自動車と出てきております。次が水素自動車ではないかと。燃料電池車ということなんです、水の電気分解の逆です。水素と空気中の酸素。それを組み合わせまして、エネルギーをつくり、水をいらぬものとして排出する。それで動く車ということで燃料電池車、これを今、トヨタ自動車、ホンダも車を出しました。トヨタのMIRAI、そういうのが出てきておまして、国はどんどんこれを推進していこうという新しいエネルギーです。

廃棄物が水しか出ませんので、環境によろしい。再生可能なエネルギーだということで国のほうは考えているようです。それに伴いまして、燃料が今度は水素になりますので、今までのガソリンスタンドではなくて、水素ステーション、これを整備していこうということで、ここに書いてありますが、2020年までに水素ステーションを35カ所設けようとい

うことで東京都も推進を進めております。

それからもう一つ、その下に家庭用燃料電池とあります。これはエネファームと呼ばれているもので、ガスからとりまして同じように水素、酸素の結合をさせてということで、エネファームというものが出ております。

○千田委員 これからどんどん普及するわけですかね。

○環境対策課長 これから普及するわけですが、もうちょっと先になるかと。

○千田委員 そうですね。ステーションというのができないとね、もっと。

○環境対策課長 そうですね。

○会長 勝田委員、どうぞ。

○勝田委員 私のほうもいろいろと、意見の集約のところで水素のことを書いていますので、少しお答えしたいと思います。今、おっしゃった事例というのは大変いいことだらけのように聞こえるのですが、実は水素をつくるというところ、これが大変問題でして、水素は単独では存在しませんものですから、いろいろなところからつくらなければならない。

一番最たるものは鉄工所等から出てきます複製水素といわれるものをうまく使っていこうというのが主たる流れだと思います。もう一つは、家庭用は都市ガスの中に水素が入っています。そういうところをうまく使って水素を出していく。ただ、純度が相当高くないと、うまい発電ができない。効率が大変よろしいので、そういう意味では大変いいんだろうとは思いますが。

もともとつくる場所、製造のところでCO<sub>2</sub>を出してしまうと、これは元も子もないというところがございます、そのあたりのところをこれからどうしていくかというところが1つキーになってくると思います。以上です。

○会長 大島委員、どうぞ。

○大島委員 すみません、1点補足というか、今の水素の問題なんですけれども、私たちトラック協会でも一応水素に関して、それなりに勉強している最中がございます。そういった中で、やはり環境を考えた場合に、次世代ということで水素というのはようやく乗用車で出てきて、新宿区内には今はスタンドがありませんが、杉並、港区、徐々に増えてきております。

今おっしゃったように、やはり輸送の問題、都内ではつくれませんので、九州、中国地

方、茨城のほうでもつくるような話があったんですけども、そこから運んでこなければいけないという部分と当然ながらガソリンエンジン、ディーゼルエンジン、天然ガスというのも、バス、トラックであるんですけども、それぞれ長所がありますので、パーセンテージの割合では必ずどの車も残るであろう。その中で水素の割合が多少増えてくるのではないかとされています。

トラックでも地場の配送であれば、環境問題を考えたらいいのかなというんですけども、やはり長距離になるとディーゼルエンジンに勝るものはなしと今は言われていますし、ディーゼルも最近ではクリーンディーゼルとヨーロッパ車が入れていますように、環境にもやさしいクリーンなディーゼルというのがありますので、これがなくなることはないとなっております。

トラックでも最近では尿素を使って排出ガスをかなり浄化していますので、そういった部分のシェアの割合は余り変わらないかなと思います。いずれ量産すれば価格も下がりますので、今はM I R A I は助成金の補助を受けても500万円とされていますので、それなりに高級車両になっています。

もう1点、先ほどレジ袋の話が出ていましたけれども、新宿区としてレジ袋は取り組んでいらっしゃるんですか。

○会長 ごみ減量リサイクル課長、お願いします。

○ごみ減量リサイクル課長 ごみ減量リサイクル課長の組澤と申します。

レジ袋については、区が直接やっている施策としましては、いわゆる新宿区3R推進協議会というところがあるのですが、加盟している企業と地域の団体と連携してレジ袋削減を推進していこうという取組です。具体的な取組としては、3R推進協議会を中心にエコ自慢ポイントというのをやっています。そちらのほうで区民の方々にポイントに参加していただいて、レジ袋を受け取らないというような行動をした場合、ポイントを贈呈して、それによって景品交換ができるという形で啓発活動の一環としてそういうことを行っております。

○大島委員 ありがとうございます。そういう取組をしているのであれば、先ほどちょっと一回閉めてしまったんですけども、基本計画の中のどこかに入れちゃってもいいかなと。レジ袋の削減というのは一言でわかりやすい言葉だと思います。一般の人が取り組みやすい、非常にわかりやすい一言だと思うので、どこかに入れていただけたらと思います。

○会長 勝田委員、どうぞ。

○勝田委員 もう1点なのですけれども、水素ステーションのことなのですが、私は経済産業省の産業構造審議会のほうの高圧ガス小委員会に出ておりまして、今、高圧ガスの取り扱いでスマート化を図ろうということで、ある程度規制を緩和する方向に向かっています。水素がやはりその引き金になっていますけれども、ガソリンスタンドに水素ステーションを併設できるという形をこれからとろうとしています。

それがもうじき法律ができ上ると思いますけれども、それで今、東京都でMIRAIを何台か入れられているようなんですけれども、今、ステーションが新宿区内にはないので、世田谷まで入れに行っているという話があって、非常に不便だという話がありますが、たしか世田谷のほうはガスステーションとセットになっていると思います。そういうような動きを国のほうもしているということでございます。

○会長 ありがとうございます。

他にございますか。

どうぞ、亀井委員。

○亀井委員 今の水素の話ですが、水素を燃料とした車、その水素というのはガソリンに比べて値段的にはどうなのですか。

例えば、水素を管理するには、水素ステーションへ液体で来るのか気体で来るのか知りませんが、あとそのガスを管理するための高圧ガスのいろいろな免許が必要だと思います。扱う人は5つぐらいの免許が必要だと言っています。そういう人材を雇いながら水素を売る、その水素の価格というのはどんな状況になりそうですか。

○勝田委員 私がお答えしていいかどうかわかりませんが、今はガソリンと同じ値段でほぼ売っていると思います。同じ価格だと思います。それはかなり無理な話だということです。

今は水素をつくるところがやはり問題になっているわけで、その部分をいかにうまくやるかというようなことが1つあると思います。一番手っ取り早いのは先ほど申し上げたソーダとかあるいは鉄鋼から出てきます水素のガスを完全に純度を高めて運んでくる。高圧にして運んでくるということでもあります。

○会長 他にございますか。

小畑委員、どうぞ。

○小畑委員 今、東京ガスでも水素のプラントを持っています。最近つくったのは練馬区の谷原というところに、ガスタンクはありますけれども、あそこに水素ステーションをつくりました。それで、東京ガスの場合は天然ガスはメタンですから、化学記号でCH<sub>4</sub>ですので、それを分解しまして水素とCO<sub>2</sub>にする。酸素については持ってきまして、実際にはHとOと入れて、最終的には水になるということです。

先ほど価格の話をしていただきましたけれども、価格は今はガソリンより若干安く販売していきまして、都内では岩谷産業さんが一番ステーションをつくっています。実際に水素スタンドは、東京ガスの場合は、練馬はつくったのを運んで置くところなんです。実際につくっているところは浦和にありまして、そこではつくる。そこでつくったものをスタンドに持ってきて、そこから供給する。そういうことが主流です。岩谷産業さんはたくさんつくっていて、一番近いところは、東京タワーの下に専門の水素ステーションをつくられています。

今だとMIRAI自体が注文されても手元に届くまでまだ1年という状態ですから、ずっと見ていると、民間の方々がそれに乗って、水素を入れにこられるのに出くわすことはほとんどありません。たまには走っていますが、大体企業、官公庁に先に車をトヨタさんが配車されているようです。

一方、あとはホンダさんがつくられていましてこれももう販売されています。これも順番待ちということで、先に官公庁に納車されるような感じです。

もう少し車のお話をしますと、水素は重さで言うんですけれども、大体4キロの水素の重さで、600キロくらい走ります。ですから、4キロ満タンにすると600キロくらい、大阪もすぐに行けます。充填時間が3分で4キロ入ります。3分で満タンになります。これがどんどん普及していくとすごい便利になるのかなと思います。国の施策につきましても、先ほど勝田委員がおっしゃいましたように、鉄工所ではどうしても水素がたくさん出てくるので、北九州で一番最初にやりまして、水素スタンドを使って最終的には高速道路を中心に水素ステーションをつくって車を走らせようというのが今の国の計画でやっています、どんどん普及させていくということが今の計画です。

埼玉県では、もう3年くらい前から、埼玉には本田技研がありますので、そこで県と本田技研の実証試験ということで、水素をどうやってつくるかということで、ソーラー発電で、水を電気分解してつくっています。そこも実際に実証試験も終わり稼働している状態

です。

ソーラーの発電をするときには面積がいるものですから、今の面積、かなり大きい面積のところへソーラーパネルを入れていまして、そこで発電させているという、そういうのが実際にできています。

わかりませんが、ホンダさんはこれを海外で、要はアメリカで広いところでやって、家庭用に水素の発生装置を普及したいと考えているということをごらんと聞きました。水素はこれからどんどん盛んになっていくのではないかと考えております。以上です。

○会長 ありがとうございます。

他にございますか。よろしいでしょうか。

そろそろ時間になってまいりました。

では、委員の皆さん方、どうも本日は活発なご意見、ありがとうございました。

また、今日のご意見等も参考にして、事務局のほうで整理していただけたらと思います。

---

#### ◎その他

○会長 次第の4ということで、何か皆さん方からその他ということがございますか。

では、事務局のほうでよろしく申し上げます。

○環境対策課長 委員の皆様、ありがとうございました。

基本目標、今日は事務局案を出させていただきましたけれども、こちらの方向性はおおむねご理解いただけたものと思います。

ただちょっと表現とか何かでこうしたらいいとかというご意見がありましたら、事務局までお寄せいただきたいと思います。

改めまして、事務局から2点ございます。

1点目は次回の開催でございます。次回は、11月10日の木曜日、午前10時から。会場はこちらの第三委員会室になります。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、2点目ですが、今、お配りいたしておりますが、次回の審議会でご検討いただく本日の基本目標の2番と3番。2番、豊かな「みどり」の保全と創出、3番、資源循環型社会の構築、この具体的な取組内容について事前に委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。お配りしています用紙のほうにご記入いただき、恐縮ですが、9月30日の金曜日までにご提出いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それから、1回目のときにご案内いたしましたけれども、今年度の予定ですが、本日が第2回、あと3回ほど予定しております。11月が第3回です。1月に第4回。3月に第5回と予定しております。

次の11月に基本目標2と3の具体的取組内容について、議論していただきたいと思えます。それで、第4回のときは基本目標4と5。これについて内容のご検討をお願いしたいと考えております。このような予定で、今年度進めさせていただきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございます。

副会長から何かご意見があるそうです。どうぞ。

○野村副会長 すみません、最後に。

次回、基本目標2と3の件で、これは事務局のほうにちょっとお願いなのですが、委員の皆さんからご提案をたくさんいただく形で、事務局のほうから緑のほうですと、土木や都市計画、資源のほうでありますと廃棄物対策とそれぞれの政策のほうで取組をどのようなものを今考えていらっしゃるか。そのあたり情報のインプット。私のほうからはそれぞれの関係部署の取組を皆さんにご案内していただくと意見がすり合わせやすいと思っております。私の意見でもありますが、2020年、皆さんの中にオリンピックを非常に意識されて、外からの訪問者が多くなる街において、恐らく緑の重要性も変わりますし、廃棄物の問題等、いろいろな騒音等があると思えます。新宿区にある事業所さんとしてこういった今回の緑系、資源系の件で非常に積極的に取り組まれているという事業所さんの取組も知っておくと、区民と一緒にやっていかなければいけない取組だと思えますので、その事業所さんの自主的、主体的な取組についても施策の紹介の中に少しフォーカスを当てていただくと一緒に考えていくという基礎の情報が土台になるかなと思っております、そこをお願いとして申し上げたいと思えます。

○環境対策課長 了解いたしました。

○会長 よろしく申し上げます。

では、これをもちまして、本日の審議を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午前11時29分閉会